

平成21年9月吉日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V / LX 相続税申告書、法人税申告書、事業概況説明書、
届出書セット、年度更新、電子申告プログラム送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

相続税申告書、法人税申告書、事業概況説明書、届出書セットにおいて改正および様式変更がありましたので、改正保守(未納含む)のご契約にもとづき更新プログラムをお届け致します。また、電子申告に関しては国税庁のe-Taxの変更に合わせてプログラム更新を行っております。

尚、9月14日にe-Taxの更新がありました。まだ更新していない場合はe-Taxを開いて更新作業を行って下さい(e-Taxを最新にしていないと、エラーがでて電子申告データの送信等ができません。)

つきましては同封の資料をご覧頂いてからご使用頂きますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

- ・ System-V / LX用 平成21年相続税申告書・法人税申告書・事業概況説明書・届出書セット・年度更新・電子申告設定プログラム更新 CD-R 1枚

※サーバーが複数台ある場合でも共通で使用できます。

取扱説明書

CD-R内にPDFファイルとして入っています。

案内資料

- ・ 同封物の解説及びバージョンNO. 一覧 1
- ・ 相続税申告書プログラムの変更内容 2～7
- ・ 法人税申告書プログラムの変更内容 8
- ・ 事業概況説明書プログラムの変更内容 9
- ・ 届出書セットプログラムの変更内容 10
- ・ [880]電子申告システム 変更内容 11
- ・ [1000]プログラムの更新作業 12～13
- ・ 電子申告環境設定インストール方法～XP 14～15
- ・ 電子申告環境設定インストール方法～Vista 16～18

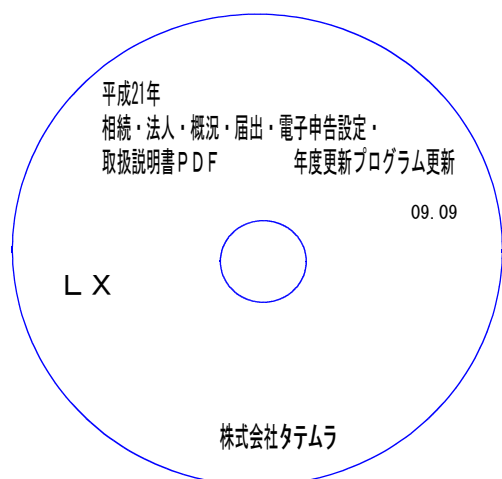
送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

改正保守契約またはご注文に合わせて、以下のCD-Rを同封しております。



今回送付したCD-Rには
 ・LXのプログラム更新
 ・PDFファイルの取扱説明書を1枚に入れて送付しています。

※System-Vの場合は、LXの代わりにSystem-Vと記入しています。

No.	ラベル名	枚数	備考
1	平成21年 相続税申告書・法人税申告書・事業概況説明書・届出書セット・電子申告設定・年度更新プログラム更新 取扱説明書PDF	1	プログラムインストールCD-Rです。契約プログラムのみインストールします。保守契約書または同封の納品伝票をご確認下さい。

●バージョンNo.-覧

下記のプログラムは **F9** (申告・個人・分析) の1~2頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備考
97	GP年度更新	V-1.00	新システムを作成しました。詳しくは同封説明書を確認して下さい。
1100	GP申告情報登録	V-2.09	届出書への転記を追加致しました。
1110	届出書セット	V-1.42	新3表を追加致しました。
100	法人税申告書	V-1.61	交際費定額控除限度額が400万円→600万円となりました。変更に伴い、関連表も変わりました。
270	WP版法人税申告書A	V-3.61	
280	WP版法人税申告書B		
140	事業概況説明書	V-1.30	控え用の印刷を追加致しました。
500	H21年版相続税申告書A	V-1.40	平成21年4月以降相続税申告書の改正内容に対応致しました。
510	H21年版相続税申告書B		
530	H21年WP版相続税申告書A	V-1.40	
540	H21年WP版相続税申告書B		
500	H20年版相続税申告書A	V-1.32	H20・H21年1~3月用相続税申告書の改正内容に対応致しました。
510	H20年版相続税申告書B		
530	H20年WP版相続税申告書A	V-1.31	
540	H20年WP版相続税申告書B		
880	電子申告システム	V-3.01	国税庁e-Tax変更に伴い設定ファイルを更新
98	GPデータリスト	V-1.24	
76	GPデータ削除	V-1.24	
78	GPデータ搬出	V-1.07	
79	GPデータ搬入	V-1.08	
797	GP削除データの復活	V-1.06	
920	仕訳FEP指定	V-1.12	
1097	旧GP年度更新	V-1.48	従来使用していた[97]⇒[1097]へ移動しました。

●バージョン確認後

環境設定のCD-Rは必ず保管して下さい。(機械が故障した際に使用します。)

平成21年相続税申告書は下記の改正内容について変更を行います。
 今年は、平成21年1～3月分と平成21年4月分以降と改正内容が違います。

弊社システムにおいては、

21年1～3月分の改正

20年とほぼ変わらないことから20年のプログラムを改正することで対応しました。

21年4月分以降の改正

21年4月分以降としてプログラムを改正することで対応しました。

被相続人が亡くなった日付により、起動するプログラムが変わりますのでご注意ください。

21年1～3月の改正

第11・11の2表の付表1：計算は変更ありませんが、用紙横の年月の表示及び欄外の注記が変更となりました。よって、入力画面はそのまま、印刷時に21.1～3月用の印刷様式で印刷できるように変更致しました。

小規模宅地等又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書		被相続人	甲野 太郎
この表及び第11・11の2表の付表2から付表5までについては、相続、遺贈や相続時特種贈与に係る割合によって財産を取得した人が、相続特別措置法第99条の4第1項に規定する「小規模宅地等の特例」又は同法第99条の5第1項に規定する「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。			
1 特例の適用にあたっての同意 (注) 「小規模宅地等の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となる財産を取得したすべての人の同意が必要です。			
私(私たち)は、下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、相続特別措置法第99条の4第1項に規定する小規模宅地等又は同法第99条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が、同法第99条の4第1項又は同法第99条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。		特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名	
		甲野花子 甲野 二郎	甲野 一郎 甲野 一郎
2 特例の適用を受ける財産の明細 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。			
(1) 小規模宅地等の明細 第11・11の2表の付表2の「1 小規模宅地等の明細」とのり。 (2) 特定(受贈) 同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」とのり。 (3) 特定(受贈) 森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細 第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」とのり。			
3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算 この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は特定(受贈) 同族会社株式等である特定事業用資産と特定(受贈) 森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。			
(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
	① 限度面積 400㎡	② 特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の「2 相続面積調整の判定」の「[合計]」欄の面積) 300㎡	③ 特例適用残面積(①-②) 100㎡
(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈) 同族会社株式等の調整限度額の計算			
④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定(受贈) 同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の2/3に相当する金額の合計額(注) 0円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定(受贈) 同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{⑥}{⑦})$	⑧のうち特例の適用を受ける額は(第11・11の2表の付表3の「3 特定(受贈) 同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	⑨ 特例適用残額(⑧-⑥)
55,000,000円	13,750,000円	13,750,000円	0円
(注) ① ⑥が0となる場合には、特定(受贈) 同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑥欄には⑧欄の金額を転記します。 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の⑧欄の金額については、取書書にお尋ねください。			
(3) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈) 森林施業計画対象山林の調整限度額の計算			
⑩ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定(受贈) 森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑪ 特例の対象となる特定(受贈) 森林施業計画対象山林の調整限度額 $(⑩ \times \frac{⑫}{⑬})$ 又は $(⑩ \times \frac{⑭}{⑮})$	⑯のうち特例の適用を受ける額は(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈) 森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	⑰ 特例適用残額
(注) ① ⑥が0となる場合又は⑩欄が0となる場合には、特定(受贈) 森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定(受贈) 同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、⑬欄に特例適用残額が生じたときの⑯欄は、「(⑧×⑬/⑪)」により計算します。 3 特定(受贈) 同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑯欄に特例適用残額が生じたときの⑯欄は、「(⑧×⑬/⑪)」により計算します。			
※ この表における相続特別措置法は、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の相続特別措置法のことをいいます。			

第11・11の2表の付表1 (平成二十一年一月～三月分用)

第14表：計算は変更ありませんが、用紙横の年月の表示及び各注記等が変更となりました。よって、入力画面はそのまま、印刷時に20.12~21.3月用の印刷様式で印刷できるように変更致しました。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

被相続人 甲野 太郎

第14表
平成二十年十二月二十一年三月分用

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	種類	細目	所在地	数量	① 価額		② 贈与税額	③ 相続税の課税に算入される価額(①-②)
							円	円		
1	甲野花子	14.1.8	土地			66.66	19,998,000	19,998,000		
2	甲野花子	11.6.1	現金				1,000,000		1,000,000	
3	乙山 幸子	12.7.4					3,000,000		3,000,000	
4	甲野 二郎	14.7.4					3,000,000		3,000,000	

贈与を受けた人ごとの合計額	氏名	(各人の合計)	甲野花子	乙山 幸子	甲野 二郎	甲野三郎
② 金額	円		1,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
③ 金額	円		10,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000

(注) ①欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」欄及び第15表の②欄にそれぞれ移記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団法人又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がからならないもの明細を記入します。

種類	細目	所在地	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の手当範囲までに、

(1) 国、地方公共団体又は相続特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(相続特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第81号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧相続特別措置法施行令第40条の3第1項第3号及び同号に規定する法人に対する寄附を含む。)をいたしましたので、相続特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けました。

(2) 相続特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したため、相続特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けました。

(3) 相続特別措置法第80条の1の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をいたしましたので、相続特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けました。

(4) 所得控除等の一部を改正する法律(平成20年法律第25号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧相続特別措置法第70条第1項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をいたしましたので、旧相続特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けました。

寄附(支出)年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	公益法人等の所在地、名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
20.10.1	現金	現金			2,000,000	日本育英会	甲野花子
合計						2,000,000	

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受贈書、証明書類等の添付が必要です。

プリントメニュー

Aセット：『141:第14表(20年用)』は20年の様式で印刷、『241:第14表(20.12~21.3月用)』は20年12月~21年3月の様式で印刷します。又、Bセット：『111:第11・11の2表-1(20年用)』は20年の様式で印刷、『211:第11・11の2表-1(21.1~3月用)』は21年1~3月の様式で印刷します。

財務メニュー(1812)

20年・21.1~3月分申告用 相続税A ユーザコード ... 1002 年度 ..平成 20
 ユーザ名 ... 国税太郎

《表選択》

1:相続人登録リスト	90:第9表	2011:第1表 (官製・へ〜ツ)
11:第1表	100:第10表	2012:第1表(続) (//)
12:第1表(続)	181:第18表	2151:第15表 (//)
20:第2表	141:第14表(20年用)	2152:第15表(続) (//)
30:第3表	151:第15表	
40:第4表	152:第15表(続)	
50:第5表	180:修正第1表	241:第14表(20.12~21.3月用)
60:第6表	181:修正第1表(続)	
70:第7表		
80:第8表		

表番号 ... []

1 プリント 2 皆クリア 3 全指定 4 ヘルプ 5 終了 6 相続B

財務メニュー(1812)

20年・21.1~3月分申告用 相続税B ユーザコード ... 1002 年度 ..平成 20
 ユーザ名 ... 国税太郎

《表選択》

1:第11表	
110:第11の2表	
111:第11・11の2表-1(20年用)	211:第11・11の2表-1(21.1~3月用)
112:第11・11の2表-2	
121:第12表-1	
122:第12表-2	
123:第12表-3	

表番号 ... []

1 プリント 2 皆クリア 3 全指定 4 ヘルプ 5 終了 6 相続A

相続人登録に注意書きを追加致しました。

※未分割割合は必須項目です。入力がないと第7・9・10・11・13・15表の計算が正しく行われません。

第11・11の2表-付表2小規模宅地等についての課税価格の計算明細 に種類の番号『13~17』の注記を追加致しました。 ※21年では『14~18』になります。

第11表 相続がかかる財産の明細書 の1のPage 1に注記を追加致しました。

※種類Noは必須項目です。番号を入力しないとデータが書き込まれない為、画面に注記を追加致しました。-15表の転記に必要です。

白紙印刷の罫線色 をオレンジ ⇒ 茶色へ全帳票変更致しました。

21年4月以降の改正

全様式共通 …各用紙の右横にある年の表記が『平成21年4月分以降用』となりました。
 ※21年プログラムに限り、平成21年4月分以降用が固定印刷となります。
 よって、相続人登録にある平成____年分以降用の入力なくなります。

財務メニュー(dev/pts/28)

※21年4月以降申告用です。21年4月分以降用と固定になりました。

※21年4月以降申告用です。21年4月分以降用と固定になりました。

春日部 税務署長殿 21年 2月 2日提出

相続開始年月日 平成 20年 5月10日

住所	埼玉県春日部市 〇〇3丁目5番10号	生年月日	21年 8月 8日
フリガナ	カノ タロウ	年齢	55歳
氏名	甲野 太郎	職業	〇〇商事(株) 代表取締役

1 頁選択 2 業務選択 3 抹消 4 終了 5 演算 6 表切替

【第1表・第1表(続)・修正第1表・修正第1表(続)】

(23) 株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)の項目が追加となりました。
 その為、(22) 納税猶予税額(第8表2⑦) → (22) 農地等納税猶予税額(第8表2⑦)
 (23) 申告期限までに納付すべき税額 → (24) 申告期限までに納付すべき税額
 (24) 還付される税額 → (25) 還付される税額
 へ変更になりました。

変更に伴い、(24.25)の計算式が(21)-(22)-(23)となりました。

更に、欄外の注記が一部変更になりました。

【第8表：外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書】

タイトル及び項目名等に『農地等』が追加となり、又注記の一部が変更になりました。
 この為、入力画面の項目の一部を改正しました。

【第11の2表：相続時精算課税適用財産の明細書～】

欄外の項目削除及び注記の一部が変更になりました。
 この為、印刷様式を官製用紙に合わせ改善致しました。

【第11・11の2表の付表1】

項目及び注記の大部分が改正になり、欄外の項目が削除になりました。
 この為、印刷様式及び入力画面の項目の一部を改正致しました。
 ※変更に伴う計算式の変更はございません。

【第11・11の2表一付表2：小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(その1・その2)】
 OCRとなり、その1・その2に分かれました。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1) FD3541

納税人

1 小規模宅地等の明細
この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

区 分	小規模宅地等の種類 等 の 種 類	宅地の 番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
			特例の適用を受ける取得者の氏名	面積	宅地等の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額	宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑤)	課税価格の計算に当たって減額される金額	宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑤)
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	特 定 事 業 用 宅 地 等		1						
			2						
			3						
			4						
			5						
			6						
(注) 1 ⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額。欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。 2 ⑦ 欄の金額を第11表の「財産の種類」の「雑額」欄に移記します。 3 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。									

2 限度面積要件の判定

上記「1」小規模宅地等の明細の「⑥ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計〕」、「〔第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

第11・11の2表の 付表2の2の④、 ⑤の面積の合計	+	第11・11の2表の 付表2の2の⑥の 面積の合計	$\times \frac{5}{3}$	+	第11・11の2表の 付表2の2の⑦の 面積の合計	$\times 2 =$	〔 合 計 〕

 $\leq 400\text{m}^2$

◎ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 投資管理番号の欄は、第11・11の2表の付表2の1(平成31年4月以降)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2) FD3542

納税人

3 「⑧ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算
第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(円表の2の限度面積要件を満たすものに限り
ます。)について⑧「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

— 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区 分	小規模宅地等の種類 等 の 種 類	宅地の 番 号	⑧ 特例の適用を受ける取得者の氏名 その宅地等における相続開始の直 前の事業	⑨	⑩	⑪
				割合	小規模宅地等の面積	小規模宅地等の価額(⑧×⑩)
被 相 続 人 等 の 事 業 用 宅 地 等	特 定 事 業 用 宅 地 等			80		
				100		
				80		
				100		
				80		
				100		
被 相 続 人 等 の 居 住 用 宅 地 等	特 定 居 住 用 宅 地 等			50		
				100		
				50		
				100		
				50		
				100		
(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」 又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。 2 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、業務・雑居小売、鮮魚小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。 3 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。						

※ 投資管理番号の欄は、第11・11の2表の付表2の2(平成31年4月以降)

入力については従来のように、同時入力できるようにし、印刷時にその1・その2に分かれるようになります。

〜 ご注意 〜

本システムが届く前に、112:第11・11の2表の付表2その1・その2を入力していた場合は種類番号が変わりましたので必ず確認と変更をお願いします。

小規模宅地等の種類	20年	21年
特定事業用宅地等	13 →	14
特定同族会社事業用宅地等	14 →	15
上記以外(事業用宅地等)	15 →	16
特定居住用宅地等	16 →	17
上記以外(居住用宅地等)	17 →	18

【第12表：農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書】
 タイトル部分が変更になりました。この為、画面及び印刷様式を変更致しました。

【第14表：純資産価額に～】
 タイトル部分、注記及び欄外の項目が削除になり、画面及び印刷様式を変更致しました。

【第15表・15表(続)：相続財産の種類別価額表】

- (31) 農業投資価格による合計 (28) - (7) + (8) → (31) (16)のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額
- (32) 農業投資価格による不動産等の価額 (30) - (7) + (8) → (32) (17)のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額

■ 相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。) F D 3 5 3 5 ■

(単位は円)

項目	種別	各人の合計				被相続人			
		氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
三 整理番号									
土地									
田	①								
畑	②								
宅	③								
山	④								
その他の土地	⑤								
計	⑥								
⑦のうち特例農地等									
農業投資価格による価額	⑧								
家屋・構築物	⑨								
機械・器具・農具等	⑩								
その他の構築物	⑪								
商品・薬品・半製品	⑫								
原材料・農産物等	⑬								
充	⑭								
その他の財産	⑮								
計	⑯								
特定員族に該当する株式及び出資	⑰								
配当元方式	⑱								
その他の株式	⑲								
及び出資	⑳								
計	㉑								
公債及び社債	㉒								
証券投資信託・貸付信託	㉓								
の受益証券	㉔								
計	㉕								
現金・預貯金等	㉖								
家屋用財産	㉗								
生命保険金等	㉘								
退職手当金等	㉙								
その他の財産	㉚								
立	㉛								
本の	㉜								
計	㉝								
合計	㉞								
(㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)									
相続時精算課税適用財産の価額	㉟								
(㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴)									
不動産等の価額	㊱								
(㉞+㉟+㊱)									
⑧のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㊲								
⑧のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㊳								
計	㊴								
債務	㊵								
借	㊶								
務	㊷								
計	㊸								
合計	㊹								
(㊹+㊺)									
差引純資産価額(㊹+㊺)	㊺								
(赤字のときは0)									
純資産価額に追加される贈与財産価額	㊻								
贈与財産(㊻)	㊼								
(1,000円未満は切り捨て)									

※税務署整理簿 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号
 第15表(平21.1) (表4-20-18-1-A4続-1)

第15表(平成21年4月分以降用)

■ 相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。) F D 3 5 3 6 ■

項目	各人の合計				被相続人			
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
株式等の価額の80%の額								
債権								
債務								
借								
務								
計								
合計								
(㊹+㊺)								
差引純資産価額(㊹+㊺)								
(赤字のときは0)								
純資産価額に追加される贈与財産価額								
贈与財産(㊻)								
(1,000円未満は切り捨て)								

※税務署整理簿 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号
 第15表(続)(平21.1) (表4-20-18-2-A4続-1)

第15表(続)(平成21年4月分以降用)

平成21年度法人税申告書の改正版を21年6月9日に発送致しましたが、その後の税制改正で別表15表の定額控除限度額が『400万円』→『600万円』に変更になりました。

又、この改正の際に別表1-1. 1-2. 3-1も以下の内容で改正になり、変更に伴い弊社システムの機能改善を行っております。

表 種	変 更 内 容
別表一(一)	<p>・ 3 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「18」等) 法人税額の特別控除額 → (別表六(六)「<u>27</u>」等)</p>
別表一(二)	<p>・ 3 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「18」+ 別表六(七)「9」+ 別表六(八)「17」+ 別表六(十)「19」+ 別表六(十一)「18」+ 別表六(十四)「26」 + 別表六(十七)「20」+ 別表六(十八)「18」+ 別表六(二十一)「17」)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>法人税額の特別控除額 (別表六(六)「<u>27</u>」+ 別表六(七)「<u>16</u>」+ 別表六(八)「<u>19</u>」+ 別表六(十)「<u>23</u>」+ 別表六(十一)「<u>22</u>」+ 別表六(十四)「<u>32</u>」 + 別表六(十七)「<u>24</u>」+ 別表六(十八)「<u>22</u>」+ 別表六(二十一)「<u>21</u>」)</p> <p>・ 5 リース特別控除取戻税額 (別表六(十二)「30」+ 別表六(十五)「30」+ 別表六(十九)「30」+ 別表六(二十二)「30」+ 別表六(二十四)「30」 + 別表六(二十六)「31」)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>リース特別控除取戻税額 (別表六(十二)「30」+ 別表六(十五)「30」+ 別表六(十九)「30」+ 別表六(二十二)「30」+ 別表六(二十五)「30」 + 別表六(二十七)「31」)</p>
別表三(一)	<p>・ 5 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」-「11」-「43」- 別表六(一)「23の計」- 別表六(七)「8」- 別表六(十)「19」 - 別表六(十一)「28」- (別表六(十四)「14」+「17」)- 別表六(十七)「20」- 別表六(十八)「28」- 別表六(二十一)「27」)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」- 別表六(一)「23の計」- 別表六(七)「<u>15</u>」- 別表六(十)「<u>23</u>」 - 別表六(十一)「<u>22</u>」- (別表六(十四)「<u>16</u>」+「<u>21</u>」)- 別表六(十七)「<u>24</u>」- 別表六(十八)「<u>22</u>」- 別表六(二十一)「<u>21</u>」)</p>
別表十五	<p>・ 2 定額控除限度額 定額控除限度額 (0円又は400万円) × $\frac{1}{12}$ → (0円又は<u>600万円</u>) × $\frac{1}{12}$</p>

又、地方税の第六号様式、第六号様式別表四の四、別表五の二の三、第九号の二様式の項目名及び注記が変更になりました。

届出書において以下の3表を新規に追加致しました。

- ・退職所得の受給に関する申告書退職所得申告書(メニューPage1:98)
- ・消費税及び地方消費税の更正の請求書(法人) (メニューPage3:100)
- ・消費税及び地方消費税の更正の請求書(個人) (メニューPage3:101)

又、各更正の請求書の還付金融機関に出張所が追加となりました。

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署長印

〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

平成 年 月 日

納税地 (フリガナ) _____

電話() _____

法人名等 (フリガナ) _____

税務署長殿 代表者名 _____

国税通則法第23条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自平成 年 月 日 平成 年 月 日 消費税法第59条 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記の請求をします。

記

区 分	この請求書の金額	更正の金額
課税標準額	①	
消費税額	②	
控除対象大減価税額	③	
控除対象仕入税額	④	
控除対象等別個に係る税額	⑤	
控除税額小計 (③+④+⑤)	⑥	
控除不足還付税額 (②-⑥)	⑦	
差引税額 (⑦+⑧-⑨)	⑩	
中間納付税額	⑪	
納付税額 (⑩-⑪)	⑫	
中間納付還付税額 (⑩-⑪)	⑬	
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	
課税還付額 (⑭×25%)	⑮	
納付課税額 (⑫×25%)	⑯	
中間納付課税額	⑰	
納付課税還付額 (⑯-⑰)	⑱	
中間納付還付課税額 (⑯-⑰)	⑲	

(更正の請求をする理由等)

改正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類 _____

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 _____

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店	貯金口座の記号番号 _____
金融機関 支店・支所	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
通帳 口座番号 _____	郵便局名 _____

税務士署名捺印 _____

課税標準額	課税額	決定額	課税標準額	課税額	決定額	還付日付	年月

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署長印

〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

平成 年 月 日

納税地 (フリガナ) _____

電話() _____

法人名等 (フリガナ) _____

税務署長殿 代表者名 _____

国税通則法第23条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自平成 年 月 日 平成 年 月 日 消費税法第59条 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記の請求をします。

記

区 分	この請求書の金額	更正の金額
課税標準額	①	
消費税額	②	
控除対象大減価税額	③	
控除対象仕入税額	④	
控除対象等別個に係る税額	⑤	
控除税額小計 (③+④+⑤)	⑥	
控除不足還付税額 (②-⑥)	⑦	
差引税額 (⑦+⑧-⑨)	⑩	
中間納付税額	⑪	
納付税額 (⑩-⑪)	⑫	
中間納付還付税額 (⑩-⑪)	⑬	
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	
課税還付額 (⑭×25%)	⑮	
納付課税額 (⑫×25%)	⑯	
中間納付課税額	⑰	
納付課税還付額 (⑯-⑰)	⑱	
中間納付還付課税額 (⑯-⑰)	⑲	

(更正の請求をする理由等)

改正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類 _____

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日 _____

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店	貯金口座の記号番号 _____
金融機関 支店・支所	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
通帳 口座番号 _____	郵便局名 _____

税務士署名捺印 _____

課税標準額	課税額	決定額	課税標準額	課税額	決定額	還付日付	年月

退職所得の受給に関する申告書

税務署長印

〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

平成 年 月 日

退職者 氏名 _____

退職者 住所 _____

退職者 生年 _____

退職者 氏名(氏名) _____

その年1月1日現在の住所 _____

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A 退職手当等の支払を受けた年月日 年 月 日 年 月 日

この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

退職の区分等 一般() 生活() 扶養() 有() 無()

B あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載して下さい。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

⑤ ④との通算期間 自 年 月 日 年 月 日

C あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けた年月日 年 月 日 年 月 日

⑦ 又は⑧の勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

⑧ 又は⑨の勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

D A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑩ Aの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

⑪ ⑩の勤続期間のうち、⑫又は⑬の勤続期間がからなる部分の期間 自 年 月 日 年 月 日

⑫ Bの退職手当等についての勤続期間(⑦)に通算された他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年 月 日

⑬ ⑫との通算期間 自 年 月 日 年 月 日

E B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
Bの退職手当等について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般() 生活() 扶養()	
Cの退職手当等について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般() 生活() 扶養()	

(注) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20%に相当する金額となります。また、市町村長及び道庁長官等については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収額(特別徴収額)又はその等しをこの申告書に添付してください。

※各更正の請求書の還付金融機関に出張所が追加となった為、新3表と合わせて[1100]GP申告情報登録よりの転記を追加しました。

《変更内容》

平成21年の法人税申告書に対応しました。

- ・ 国税庁e-Taxの変更に合わせて弊社電子申告システムのテーブル更新を行いました。
- ・ 又、前回e-Taxで未対応だった別表3-3、別表3-4、別表3-4附表、別表11-2、別表13-2、別表13-5が対応となりました。

《更新の注意》

- ・ 電子申告を行う場合は、国税庁のe-Taxの更新及び、同封のCD-Rより電子申告環境インストール(Windowsの弊社システム)【P14～】を各端末ごとに行ってください。

■ e-Taxは必ず最新版を使用する必要があります。

※万が一、古いバージョンのe-Taxを使用していた場合

例：メッセージボックスを開くとエラーします。(下図参照)

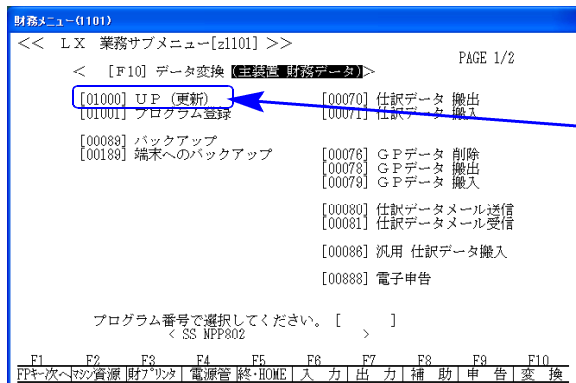


上記の場合、早急にe-Taxを更新する必要があります。

※あくまでも1例です。上記以外のエラーが出た場合でも同様にe-Taxの更新作業を必ず行ってください。

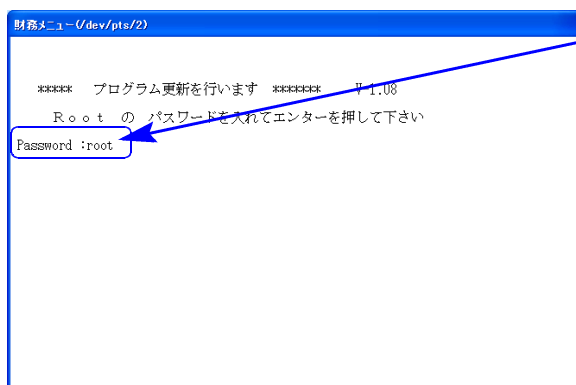
● 操作方法

- ① 「平成21年相続税申告書～プログラム更新」と書かれているCD-Rを用意します。
- ② **F10** データ変換のメニューを呼び出します。



初期メニューより **F10** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)**を呼び出します。

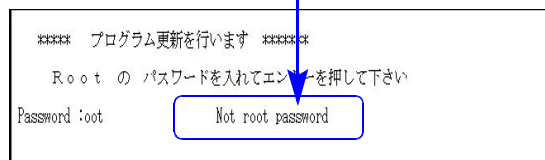
1000 **Enter** を押します。



Enter を押します。
(rootは入力しません)

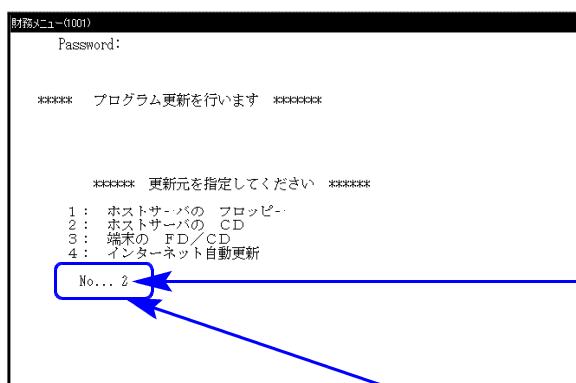
r o o t は消さないように注意して下さい。

※パスワードを消した場合エラーを表示します。



※ ・2005年8月以降納品の機械(LX-TURB010)
・単体でLXを使用している場合 } は端末CDで作業して下さい。

- ③ 下図の画面を表示します。

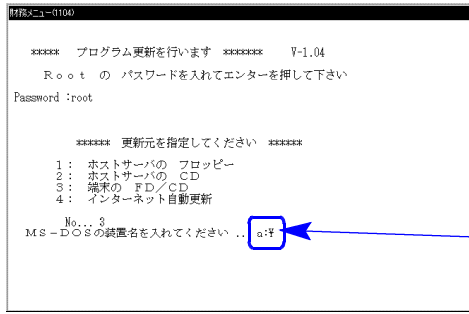


親機に「平成21年 相続税申告書～」と書いてあるCD-Rをセットして、『2』ホストサーバのCDを選択します。

2 **Enter** と押します。

※2005年8月以降納品の機械、LXを単体で使用、ホストマシン(親機)にCD-ROMドライブがない場合は端末機にCD-Rをセットし
3 **Enter** を押します。

《 3: 端末のFD/CDを指定した場合 》

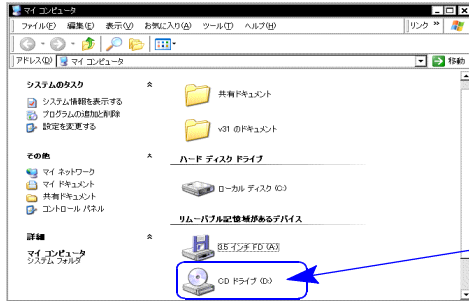


3: 端末のFD/CDを選択すると『MS-DOSの装置名を入れてください..a:¥』と表示されますので、CD-ROMのドライブ名を入力します。

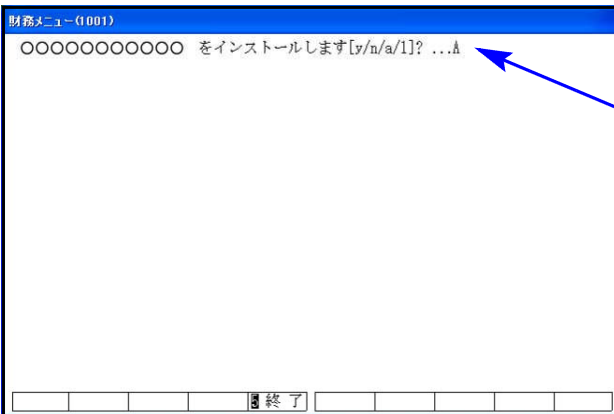
Dドライブの場合『d』と入力します。『d:¥』と表示されたら、Enterを押します ※お客様の機械によってドライブ名は異なります。下記の方法で確認して下さい。

CD-ROMのドライブ名の確認方法

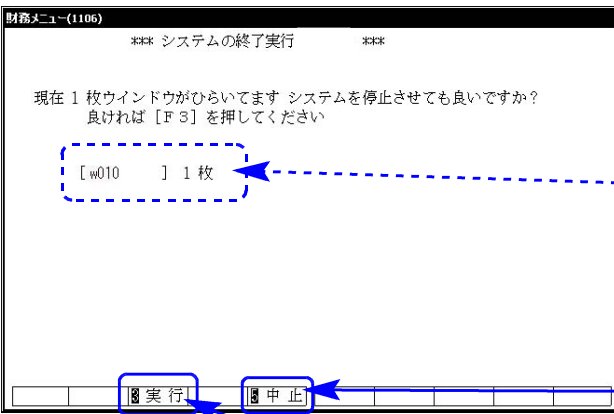
マイコンピュータを開きます。CD-ROMのドライブを確認して下さい。



左図の場合はCD-ROMドライブは『D』です。



- ④ インストールを実行します。
左図の1行目の画面を表示します。『0000をインストールします[y/n/a/1?...]』
 又は を選択します。
※誤って、 を選択した場合は2行目以降で 又は を選択して下さい。



- ⑤ 2行目以降を表示します。
終了が出た後しばらくお待ち下さい。
- ⑥ インストールが終了すると左図の画面を表示します。
CD-Rを本体から取り出してください。
他の端末が起動していないことを確認します。

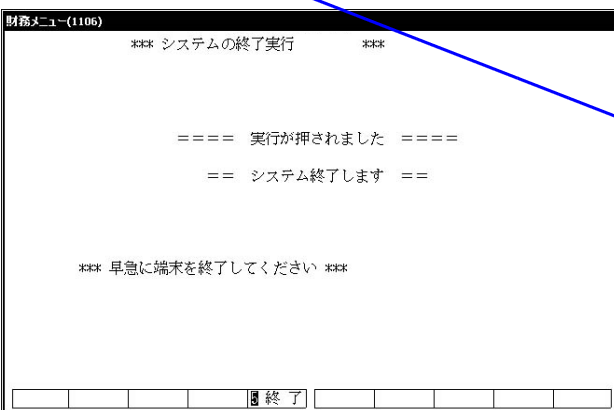
※ここに複数表示する場合は他の端末が動作中です。一旦終了して下さい。
1台のみの場合は現在作業している機械です。

単体の場合

中止(F5)を何回か押してLXシステムを終了し、Windows画面、もしくは『LXランچ』まで戻ります。電源が切れたあと3分ほど待ち、再度LXを起動します。

ネットワークの場合

実行(F3)を押し、しばらくお待ち下さい。左図の画面を表示した後、しばらくすると自動的にマルチウィンドウ端末が終了、その後親機の電源も自動的に切れて再起動します。(※親機の電源が切れたあと5分ほど待っても再起動しない場合は、電源ボタンを押して起動させて下さい。)



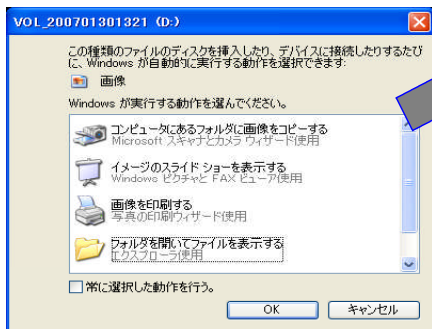
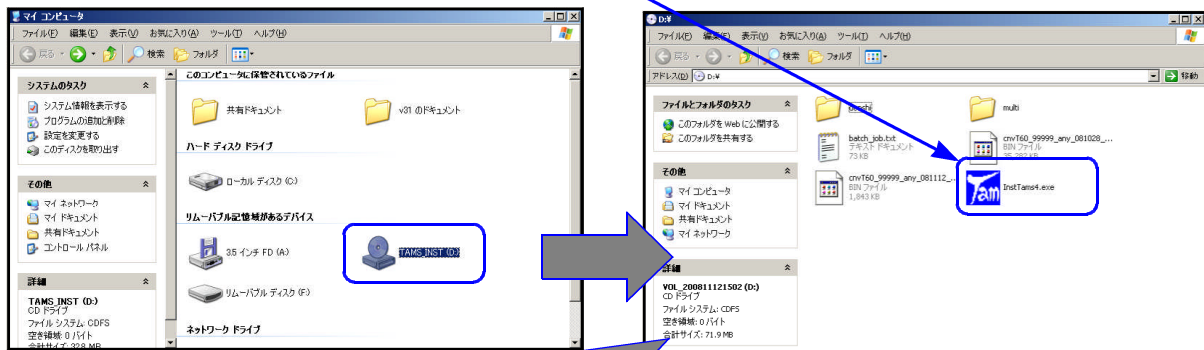
※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行ってください。

転送前の確認事項

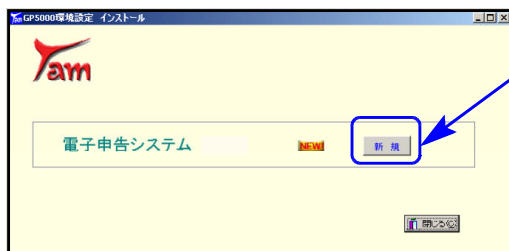
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- デスクトップ上に『電子申告』のアイコンがある場合は削除します。（インストールで新規に作成します）

インストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

1. 今回送付した「平成21年相続・法人・概況・届出・年度更新・電子申告プログラム更新 09.09」と書いてあるCD-Rを用意し端末機にセットします。
2. マイコンピュータをダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。CD-Rの内容を表示しますので『InstTams4.exe』をダブルクリックします。

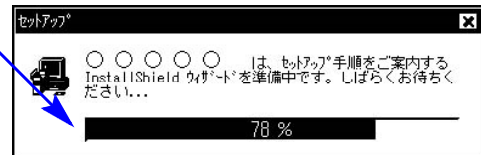


※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダ』を開いてファイルを表示する』を選択します。
 OKにマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押しすると右上の画面を表示します。

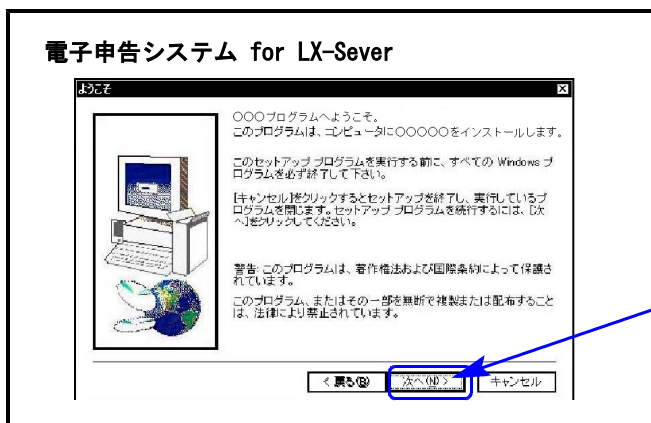


3. 電子申告システムの『新規』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

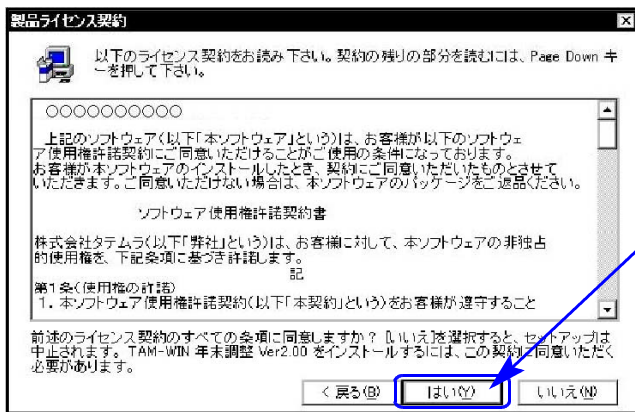
4. しばらくすると下図の画面を表示します。「100%」になるまでお待ち下さい。



5. 左図の画面を表示します。

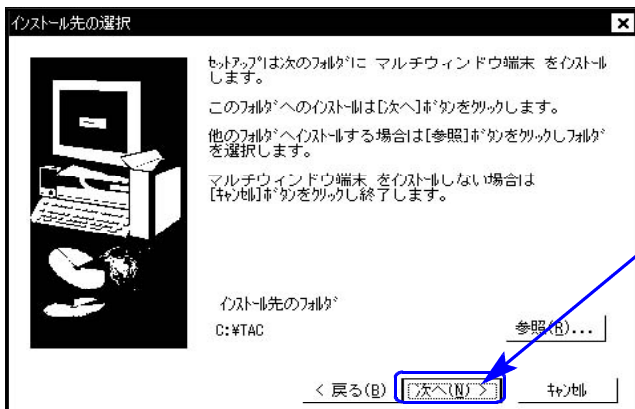


マウスの矢印を「次へ」に合わせて左ボタンを1回押します。（クリック）



6. 左図の画面を表示します。

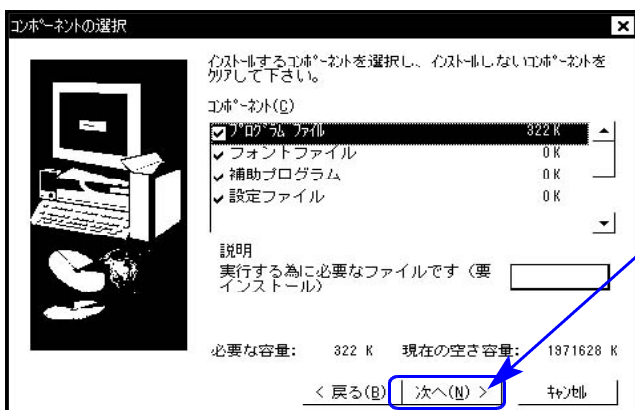
マウスの矢印を「はい」に合わせて
左ボタンを1回押します。(クリック)



7. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせて
左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい



8. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせて
左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい



9. 「セットアップ完了」と表示したら
マウスの矢印を「完了」に合わせて
左ボタンを1回押します。(クリック)

10. 左下図の画面に戻ります。

マウスの矢印を「閉じる」に合わせて
左ボタンを1回押します。



11. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動
して下さい。

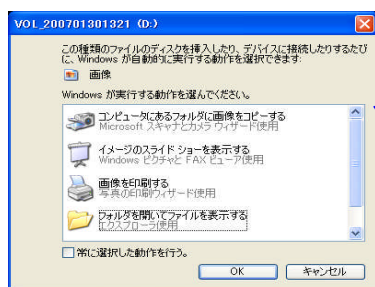
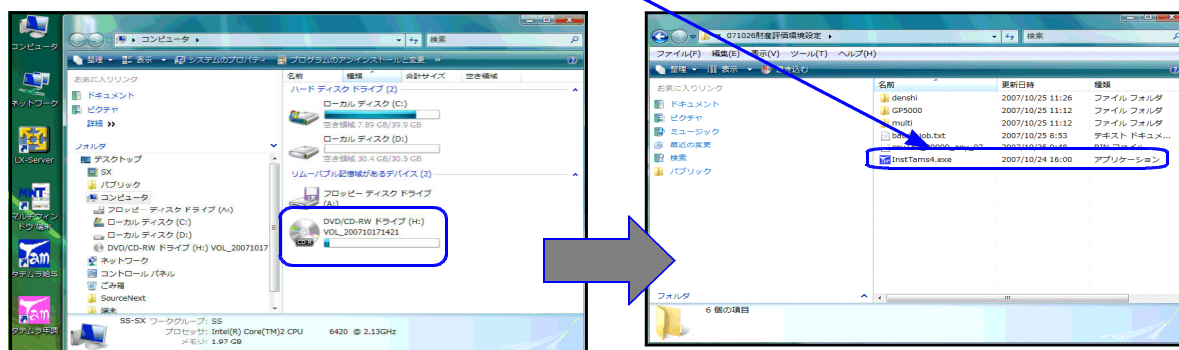
以上でインストール作業は終了です。

転送前の確認事項

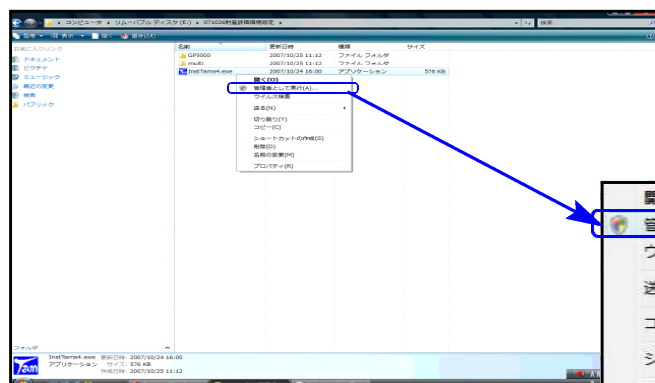
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- デスクトップ上に『電子申告』のアイコンがある場合は削除します。（インストールで新規に作成します）

インストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

1. 今回送付した「平成21年相続・法人・概況・届出・年度更新・電子申告プログラム更新 09.09」と書いてあるCD-Rを用意し端末機にセットします。
2. マイコンピュータをダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。CD-Rの内容を表示しますので、『InstTams4.exe』を右クリックします。



※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダを開いてファイルを表示する』を選択します。OKにマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押すと右上の画面を表示します。

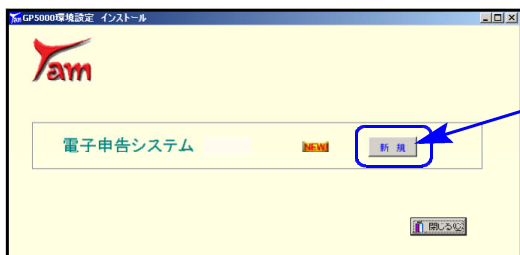


3. 左図の画面より『管理者として実行』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。（クリック）



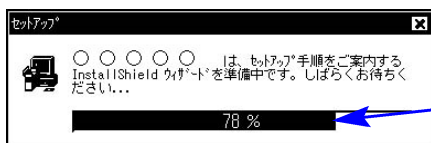
4. 左図の画面を表示しますので、「許可」にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。（クリック）



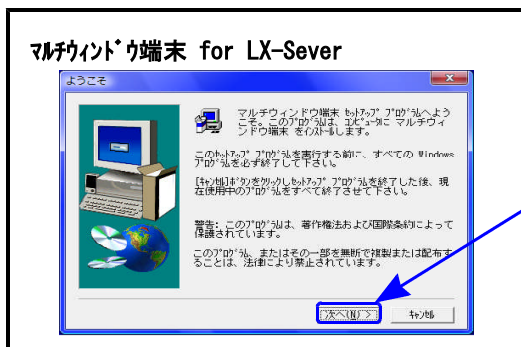


5. 左図の画面を表示します。
電子申告システムの『新規』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。

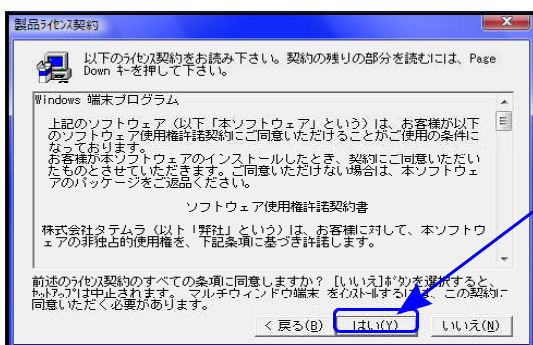


6. 左図の画面を表示します。
「100%」になるまでお待ち下さい。



7. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



8. 左図の画面を表示します。

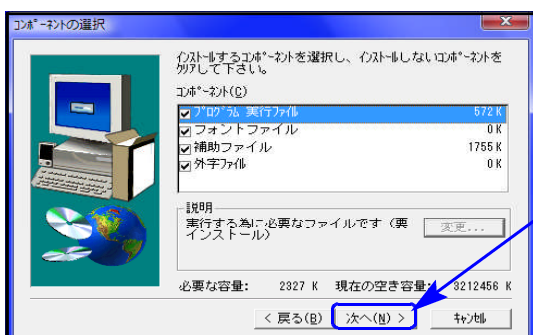
マウスの矢印を「はい」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



9. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい。



10. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい。



11. 「セットアップ完了」と表示したらマウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

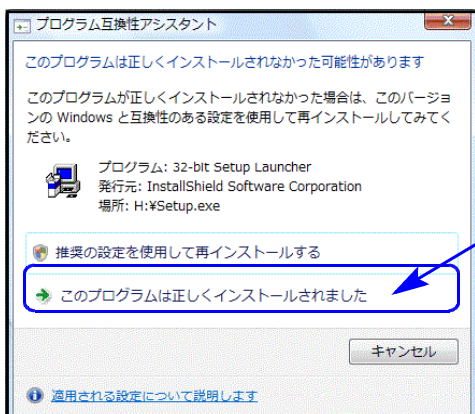


12. 左図の画面に戻ります。

マウスの矢印を **閉じる** に合わせて左ボタンを1回押します。

13. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動して下さい。

以上でインストール作業は終了です。



※インストール終了後に左図の画面を表示した場合は「このプログラムは正しくインストールされました」にマウスの矢印を合わせ、左ボタンを1回押します。(クリック)